

学校いじめ防止基本方針

令和6年度

長浜市立七郷小学校

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ問題対策委員会の設置

- ・校長、教頭、生徒指導主任、学級担任からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ問題対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

- ・月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

教職員のアクション

(1) 一人ひとりの子どもが大切にされる学校づくりを進める

- ・分かる授業、魅力ある授業になるよう授業改善を行う。また、授業を通して、「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育む。

- ・悩みを気軽に相談できるよう、児童との信頼関係の構築に努める。
- ・「いじめを許さない学校づくり」のため、特別活動の充実を図り、児童の自主的な活動を推進する。

(2) いじめの早期発見に努める

- ・いじめが見過ごされないように、常に児童の様子を観察し、月に1回「子どもたちのSOSチェック」を行い、いじめが心配される状況にないか確認する。年間2回いじめアンケートを実施し、結果をもとに全児童と教育相談を行う「教育相談週間」を実施する。
- ・児童の些細な変化を見逃さないためにも、休み時間、昼食時においても積極的なふれあいに努める。

(3) 生徒指導・教育相談体制の強化と職員研修を行う

- ・「報告」「連絡」「相談」を学校内で十分機能させる。
- ・外部との関係機関との連絡を密にする。

(4) いじめにあった児童を守りきり、いじめた側にも心に響く指導を行う

- ・いじめに関わる事象が起こったときには、被害者・加害者・傍観者を問わず、心に響く指導を行い、二度といじめが起こらないようにする。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 保護者の協力を得て、地域ぐるみでいじめの撲滅に努める

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・市教育委員会や家庭児童相談室などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

子どものアクション

(1) いじめのない明るく楽しい学校作りを進める

- ・気持ちのいい挨拶を行う。
- ・自分に自信を持って行動する。
- ・欠点を責めず、良いところを認め合う。
- ・相手の気持ちを考えた言葉遣いをする。

(2) 児童会・学級活動に積極的に取り組む

- ・学級、学校を居心地のいい所にする提案をする。
委員会活動 (人権集会いじめ0宣言 学年交流 等)
学級活動 (学級会 みんな遊びの日 等)

(3) 共に助け合える人間関係を作り上げる

- ・困ったときはひとりで悩まないで、周りにいる大人の人に必ず相談する。

(4) 自分たちにできることを考え行動にうつす

- ・一日一善など、良いと思ったことは積極的に行動する。

保護者のアクション

(1) わが子の声をじっくり聴く

- ・日頃から子どもと積極的に関わり、子どもの思いをしっかり受け止める。
- ・忙しさを言い訳にしないで、子どもと接する時間を確保する。

(2) 我が子を見守り、理解する

- ・親子のふれあいの時間を大切にする。

(3) ダメなことはダメとはっきり言う

- ・親として許せないことは自信を持って伝える。
- ・家族の人間関係を大切にしたい温かい家庭を作る。

(4) 規則正しい生活習慣をする

- ・家族みんなで早寝、早起き、朝ご飯を実践する。
- ・子どもの言動から、いじめや差別の兆候を見逃さない。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。